

平成29年(2017年)10月19日
長野県総務部財政課財政企画係
(課長) 岡地俊季 (担当) 滝沢倫弘
電話 : 026-235-7039(直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2053
FAX : 026-235-7475
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

平成 30 年度当初予算編成方針

(県財政の現状と見通し)

本県の財政状況は、今年度については、当初予算において財政調整のために基金を 97 億円取り崩しているところ、昨年 1 月から 11 月まで続いた円高・株安の傾向が製造業等の収益を圧迫した結果、県税収入は法人二税を中心に当初予算額の確保が厳しい状況となっており、財源不足額は更に拡大するおそれがある。このため、予算の執行段階における工夫などあらゆる方策を講じて基金取崩の抑制に努める。

来年度については、県税収入の増加が期待されるものの、高齢化等による社会保障関係費の増加などにより義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な構造が続くこと、平成 30 年度地方財政対策では、交付税及び譲与税配付金特別会計の繰越金や剰余金の活用が見込めず、地方交付税等一般財源の確保は予断を許さない状況であること等から、財政状況は不透明さを抱えながら一層厳しさを増すものと見込まれる。

なお、一定の仮定の下で試算すると 112 億円の財源不足が生じる見込みとなっていることから、歳入歳出の両面にわたり、一層の財源確保に取り組む。

(基本姿勢)

平成 30 年度当初予算の編成に当たっては、最高品質の行政サービスを提供し、ふるさと長野県の発展と県民のしあわせの実現に貢献するため、行政経営理念を常に念頭に置いて県政課題の解決に当たるとともに、コンプライアンスの推進による県民の信頼と期待に応える組織づくりや持続可能な財政運営の確立に向け、行政経営方針の取組を最大限に反映させる。

1 施策展開の方向性

現行のしあわせ信州創造プランの成果を踏まえ、直面する課題に的確に対応し、未来を切り拓くため、平成 30 年度を初年度とする現在策定中の次期総合 5 か年計画に沿った施策を重点的に展開する。

2 予算編成に当たって特に重視する視点

施策展開の方向性を踏まえながら、次の視点を特に重視し予算を編成する。

(1) 次期総合 5 か年計画の推進に向けた財源の重点配分

- ① 次期総合 5 か年計画の推進に向けて、確かな一步を着実に踏み出すことができるよう、従来の延長線上の施策を漫然と進めるのではなく、各部局長の判断と責任において施策の方向性を明確化し、優先順位をつけて事業を厳選するよう徹底する。
- ② 限られた人員体制や厳しい財政状況を共通認識とし、新規事業の実施や既存事

業の充実など人員増や歳出増を伴う場合は、将来的な負担や事業の実施態勢を考慮し、類似事業の廃止・縮小、経費の節減や新たな財源の確保により対応する。

③ 政策評価の結果、予算執行に係る監査委員及び県議会の指摘等も踏まえ、義務的経費を含む既存事業について、これまでの取組の成果と課題を徹底的に検証し、廃止や再構築を行う。

④ 定期的な事業の検証・見直しを実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）の設定を行う。

(2) 成果が上がる事業の構築

① 事業効果を最大限に高めるため、「オール信州」で県政の課題解決に取り組んでいけるよう、市町村や関係団体等と取組の方向性を共有するとともに、部局間の縦割りを廃し、部局の垣根を越えて事業を構築する。

② 社会や経済の動向、他の都道府県の状況等をデータにより的確に把握して、次期総合5か年計画などの目標達成に向けて成果が確実に上がる事業を構築する。

③ 施策の目的を常に意識し、民間や市町村との役割分担を踏まえるとともに、予算措置による対応だけでなく、民間や市町村との協働、規制改革や税制など新たな事業予算を伴わない様々な手段についても検討する。

④ 的確な点検・評価、定期的な見直しを行うため、裁量の余地のない経費等を除くすべての事業について事業改善シートを作成し、予算編成段階から具体的な成果目標を明確化する。

(3) 地域課題の解決と地域振興

① 「共感と対話」を常に念頭に置き、県民や市町村、関係団体等の要望や意見を十分に把握するとともに、地域課題の解決に向けて、より地域の実情にあった施策となるよう、これまで以上に現地機関や職員からの意見等の反映に努め、現場の視点で事業を構築する。

② 地域課題の解決や地域の強みを活かした地域振興に取り組むため、地域振興局長がリーダーシップを発揮して執行する「地域発元気づくり支援金」及び「地域振興推進費」を別枠確保する。また、地域振興局長が地域意見を踏まえ、各部局長に予算への反映を要望する仕組みを試行的に実施する。各部局においては、地域振興局との連絡調整を密にし、効果的・効率的な事業構築を行う。

(4) 財政の健全化

行政経営方針に沿って財政の健全化に取り組み、特に、フローとストックの両面での管理を通じて、将来に負担を先送りしない持続可能な財政運営に努める。

① 県債

当初予算における県債発行額については、国の地方財政対策の動向を注視しつつ、その抑制に努める。また、県債残高については、地方の財源不足を臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めるとともに、臨時財政対策債を除く元金ベースのプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字を維持し、建設事業債の残高の縮減を図る。

② 実質公債費比率及び将来負担比率

県債発行の抑制を図るとともに、金融機関の競争による県債引受先の選定等に

より金利負担の軽減に努める。また、県債のみならず、県が将来の負担を保証している財政援助団体等の借入金など県全体の債務残高を減らすことに努め、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質公債費比率及び将来負担比率の改善を目指す。

(5) 予算編成に関する説明責任の遂行

事業改善シートにより事業の成果目標など予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有するとともに、分かりやすい事業名をつけることなども含め、県民への説明責任に十分留意する。

3 予算編成における具体的取組

次の事項に留意しながら、適正額を見積もる。

(1) 歳入に関する事項

- ① 県税については、税制改正や景気、課税客体等の動向を的確に把握するとともに、収入歩合の向上に努める。
- ② 国庫支出金については、国の制度改革や予算編成等の動向を注視して適切に見積もるとともに、国庫を活用する場合にも県の負担があることを十分勘案して計上する。また、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で国に是正を働きかける等、その解消に努める。
- ③ 県債については、社会资本整備に充てる建設事業債について、世代間負担の公平を図るため、県民生活に身近な事業に厳選して活用する一方で、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、当初予算における発行額は極力抑制に努める。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用する。
- ④ その他、県有施設の利用率の向上、受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の新設・改定や減免規定の見直し、未利用県有地の売却等県有財産の有効活用、ネーミングライツや広告収入など新たな財源の確保、貸付金等の債権管理の適正化と未収金の縮減等により歳入の確保に努める。

(2) 歳出に関する事項

- ① 簡素・効率的な行財政運営を進めるため、しごと改革の取組等を通じて、これまでの仕事のやり方や事業・組織のあり方を総合的に突き詰め直し、旅費やコピ一代などの事務的経費の節減はもとより、事業の廃止・縮小やそれを通じた組織のスリム化や職員数・総人件費の適正化などにも取り組み、トータルコストの徹底した削減に努める。
- ② 各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算執行が年度末など特定の時期に集中していないか等、毎年度の執行状況を的確に把握し、事業効果が適切な時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫するとともに、事業の実施見込みが過大なものとならないよう、実施主体や現地機関から翌年度の実施計画等を十分に把握する。
- ③ 社会インフラ（庁舎、学校、病院、福祉施設や道路・橋梁等の県有施設等）については、長野県ファシリティマネジメント基本計画を踏まえ、
 - ・市町村や関係部局との連携による管理事務の集約化や共同利用、P P P / P F

Iなど民間の資金やノウハウの活用等効率的・効果的な利活用を進めるとともに、県として保有・運営すべきかどうかなど施設のあり方を根本から検討し方向性を踏まえた上で、維持管理経費等の適正化を図る。

・資産の有効活用とトータルコスト節減の観点から、既存施設の耐震化・長寿命化を計画的に行う等、「造る」ことから「直す」ことへの重点化を図る。また、500万円以上の建築物修繕・改修工事は、緊急性等の観点から統一的に評価し優先度を明確化する。

- ④ 投資的経費については、防災・減災対策等に一層の重点化を図る。また、当面新規の施設建設は行わないことを原則とするが、現在策定中の次期総合5か年計画に沿った取組、既存施設の統廃合など特別な事情により建設する場合においては、当該施設に係る人件費や維持管理経費等の将来負担を十分考慮の上、所要額を精査する。
- ⑤ 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、理解を得ながら必要な見直しを行う。
- ⑥ 県単独補助金については、必要性や妥当性を再検討し、補助率の引下げ、国庫補助金への任意上乗せの廃止等を検討する。また、協議会等への負担金については、加入の必要性を再検討するほか、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。

(3) その他特に留意すべき事項

- ① 特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分検討し、効率的な運営に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- ② 債務負担行為については、その必要性、妥当性や設定内容が適切かどうか等を十分精査し、最小限のものとする。このうち、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、将来の県民負担につながらないよう特に留意する。
- ③ 国・県の制度変更等について、市町村等と情報を共有するとともに、経費負担の変更を伴うものについては、市町村等と十分な調整を行うなど適切な対応に努める。
- ④ 予算編成に当たっては、しごと改革を徹底することにより、編成事務の効率化を図る。具体的には、事業構築段階から円滑な意思疎通のもと効率的な業務の進め方を常に意識して編成作業に取り組むことや、既存資料の活用等による資料作成の省力化、総務部長・財政課長の事前ヒアリングの本格実施による論点の早期明確化・協議の効率化などを通じて、時間外勤務の縮減、紙の使用量等の削減に努める。

4 予算要求方法

(1) 要求基準

上記「1」から「3」を踏まえ、平成28年度決算状況や平成29年度予算の執行見通し等を踏まえ年間所要額を見積もることとし、別紙「平成30年度当初予算要求基準」により要求することとする。

なお、予算要求時における見直しと予算執行時における工夫及び節減を促進するとともに、しごと改革を集中的に進めるため、制度の見直し等による新たに増収又は歳出削減の財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして要求上限額に上乗せして要求することができる。

(2) 部局長のリーダーシップ

各部局長は強いリーダーシップを發揮し、ヒト・モノ・カネを総合的にマネジメントする意識の下、部局のすべての事業について、これまでの取組の成果や課題などを徹底的に検証し、ゼロベースで検討した上で、優先順位をつけて要求することとする。社会や経済の動向、他の都道府県の状況等をデータにより的確に把握して、成果が確実に上がる事業を厳選して要求することが、行政経営理念の具現化のみならず、編成事務の効率化、しごと改革につながることを十分に意識して質の高い要求となるよう努める。特に要求の上限額が定められている経費については、単なる事業費の一律削減等により対応するのではなく、施策の重点化を図った上で、各部局長の責任において上限額の範囲内に調整して要求することとする。

5 予算編成日程

概ね次の予定による。

- | | |
|--------------|-----------|
| ・ 予算見積書提出期限 | (別途通知する日) |
| ・ 要求概要の公表 | 12月中 |
| ・ 知事査定 | 1月下旬～2月上旬 |
| ・ 当初予算案決定・公表 | 2月上旬 |

(別紙)

平成 30 年度当初予算要求基準

区分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	<ul style="list-style-type: none">・毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求
扶助費	<ul style="list-style-type: none">・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	<ul style="list-style-type: none">・県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	<ul style="list-style-type: none">・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
投資的経費中	
補助公共事業費	<ul style="list-style-type: none">・国の動向を注視しながら、適正額を要求
県単独公共事業費	<ul style="list-style-type: none">・公共事業評価を踏まえた上で事業箇所を厳選し、平成 29 年度当初予算額の範囲内で要求
国直轄事業負担金	<ul style="list-style-type: none">・国の動向を注視しながら、適正額を要求
災害復旧費	<ul style="list-style-type: none">・過去の実績等を勘案し、所要額を要求
通常事業費	
経常事務費	<ul style="list-style-type: none">・価格の変化、経費の節減及び執行状況等を考慮の上、財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求
政策的経費	<ol style="list-style-type: none">1 次期総合 5 か年計画の重点的な取組の新規事業は、下記 5 の要求上限額の 30% の範囲内で要求（別途指示）2 「地域発 元気づくり支援金」及び「地域振興推進費」は、平成 29 年度当初予算額の範囲内で要求3 政策研究に基づく新規事業及び行政・財政改革に資する取組については、事業や取組の効果を踏まえ所要額を要求4 臨時経費（単年度事業等）については、平成 30 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求5 上記以外については、県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、下記を合算した額（要求上限額）の範囲内で要求<ul style="list-style-type: none">・昨年度別枠要求を認めたしあわせ信州創造プランのプロジェクトの中核をなす事業、信州創生戦略の信州らしさを伸ばす突破策に係る事業の平成 29 年度当初予算額の 60%・その他の事業の平成 29 年度当初予算額の 97%

※要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、聖域を設けることなく、予算編成過程において所要の調整を行う。

平成30年度一般会計財政見通し (平成29年10月仮試算)

○試算の考え方

- (歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はH29と実質的に同額が確保されるものと仮定。
- (歳出) 人件費、公債費は所要額。その他の経費は社会保障関係費の自然増等を考慮。公共事業費や政策的経費等は原則としてH29当初同額としつつ、長野県立大学に係る経費等を反映。

※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

単位:億円

	歳 出	歳 入
	8, 596〈6, 094〉	8, 484〈5, 982〉
削減が困難な経費	<p style="text-align: center;">義務 費</p> <p style="text-align: center;">3, 927〈3, 458〉</p> <p style="text-align: center;">(人件費、公債費、扶助費)</p> <p style="text-align: center;">社会保障関係費</p> <p style="text-align: center;">993〈993〉</p> <p style="text-align: center;">その他義務的な経費</p> <p style="text-align: center;">1, 679〈1, 044〉</p> <p style="text-align: center;">〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金 災害復旧費、県税還付金 など〕</p> <p style="text-align: center;">その他行政費</p> <p style="text-align: center;">1, 997〈599〉</p> <p style="text-align: center;">〔公共事業費、施設運営費、事業補助金 など〕</p>	<p style="text-align: center;">県税・地方交付税・ 臨時財政対策債等</p> <p style="text-align: center;">5, 884〈5, 884〉</p> <p style="text-align: center;">建設事業債</p> <p style="text-align: center;">584〈0〉</p> <p style="text-align: center;">その他歳入</p> <p style="text-align: center;">2, 016〈98〉</p> <p style="text-align: center;">〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など〕</p>
裁量的経費		財源不足 112+α

※〈 〉は純一般財源

予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

国の予算や地方財政対策の内容が未確定
⇒ 収支不足が更に拡大するおそれ